
「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の 解消に向けた対策について」

～ 中長期的な課題に対するこれまでの審議 ～

令和 6 年（2024 年）3 月 26 日
京田辺市学校教育審議会

1 令和5年度の審議過程

京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」）では、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」）から諮詢を受けた「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について、令和5年度に4回の審議を行い、また、各中学校区において「これからの中立小中学校を語る地域別懇談会」（以下「地域別懇談会」）を開催した。

これらの取組において把握した課題等を踏まえ、今後の審議会では偏在の解消に向けた対策を審議していくこととなるが、一部の（過）大規模校では引き続き児童生徒数の増加が見込まれており、迅速な対応が求められることから、令和6年中に教育委員会に対し答申を行うこととしたため、計画的に審議を進めていく必要がある。

なお、この答申では、令和5年3月に審議会が行った中間答申¹において指摘しているとおり、偏在の解消に向けた中・長期的な対策について言及することとなる。

そのため、審議を進めるにあたっては、本市の児童生徒数の将来推計をはじめ、G I G Aスクール構想の実現に向けICTを教育に最大限活用した取組が進められている点等教育を取り巻く社会情勢の変化にも配慮し、かつ、老朽化する本市学校施設の更新といった市の財政負担の側面も踏まえる必要があるという整理を行った。

また、審議会では、学校は地域の核であり地域と連携しながら教育活動を充実させてきたという点や、各学校において特色ある教育活動に取り組んでおり、小規模校、大規模校それぞれに利点があることについては異論がなく、各学校の児童生徒数の多寡のみに着目した画一的な対策については、従前のとおり行わないことを確認した。

令和6年度において、上記の点を踏まえながら審議を進めることとする。

¹ <https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000015998.html> 参照

2 審議（地域別懇談会を含む。）の結果と課題整理

令和5年度に実施した4回の審議及び地域別懇談会の開催を通し、市立小中学校の成り立ちや現状、今後の動向を把握するとともに、区・自治会代表の方や学校関係者から直接ご意見をお伺いし、各中学校区の抱える課題等について下記のとおり整理した。

[大住中学校区]

歴史があり、地域と深いつながりを有する学校が存在しており、偏在問題の解消に向け校区再編・統廃合という対策を検討するにあたっては、地域の方の理解を得るために時間を要する。

このようななか、社会構造の変化に伴い、地域の方が学校行事へ参画しにくい現状があることや保護者がPTA活動に対し負担を感じていることから、行事等の取組について検討が必要となっている。また、小規模校における子どもたちの良好な教育環境を維持するため、他の校区から小規模校へ通えるような新たな体制づくりが求められている。

[田辺中学校区]

(過) 大規模校に対する迅速な対策が必要となっている一方で、中学校進学時に同じ小学校出身者が少なく不安を抱えている児童が存在しているという、小規模特認校である普賢寺小学校特有の課題等への対策も求められている。

なお、各学校の成り立ち・立地から、校区再編に対する地域の方の強い思いが認められ、校区再編や統廃合について議論を行う際は、地域の方の理解を得られるよう丁寧な対応が必要となる。

[培良中学校区]

令和6年度から培良中学校へ学校選択制度が導入されることとなるが、反対に同校からも部活動の取組等を理由に他の学校を選択できるような制度が求められている。

地域の方からは、小規模校の良いところは継承しながらも、小規模化のさらなる進行を食い止めることができる施策を早急に検討してもらいたいという意見があり、そのためには学校選択制度により他校区からの受入れについて前向きな意向が示された。

3 今後の方向性

審議会では、令和5年度に整理した各中学校区の課題等をもとに、市立学校の今後の児童生徒数推計も参考としながら、偏在の解消に向けた中・長期の対策を検討するにあたっては次のように時期を分け検討するのが適当であると判断した。

はじめに、第1期は児童生徒数が減少する学校と、一方で、増加する学校が混在する時期とし、審議会が令和6年中に答申を行った後、実際に教育委員会において対策が進められる時点からおおむね10年程度（第1段階＝令和8年度から令和17年度ごろ）とし、次に第2期は、すべての学校において児童生徒数が減少を迎える始める段階とし、第1期を経てその後10年程度（令和18年度ごろから）とした。

第1期では、児童生徒数のさらなる増加が見込まれる（過）大規模校への対策を中心に据えたものになるとを考えている。この点について、最も即効性のある対策例として校区再編や児童生徒数が増加する南部地域への新たな学校の設置が挙げられるが、先の地域別懇談会でも意見があったように、校区再編に関しては、指定校に変更が生じる保護者や地域の方の心情等を考慮すれば、関係者に対し再編に向けた取組内容の説明に加え、十分な周知期間等を設ける必要があり、また、新設校に関しては用地確保から建設までにかかる期間を考慮すれば第1期の優先施策とすることは難しいと判断した。

このため、第1期では、学校選択制度の導入が有効な対策になるのではと考えているが、その手法等については、今後の審議において検討を行うこととする。ただし、校区に新たな開発予定地区が生じた学校については、当該校への影響が非常に大きく、校区再編という手法も含め検討することが適当と考える。

続いて第2期では、市立学校全体で児童生徒数が減少することとなる初期段階であり、一部の学校では複式学級が導入されるかもしれないという状況が見込まれる。学校を取り巻く環境が大きく変化するなかで、将来的に児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることができるような環境をいかに整備していくかが重要となり、そのための対策を中心に据えたものになるとを考えている。

この点について、第1期中から学校と保護者、地域の方が意見交換を行う等連携を深められるための取組を進めるとともに、将来を見通す中で新設校の設置による市全体における学校の再配置についても検討しながら、校区再編や学校の統廃合といった新たな取組を含む対策を行うことが重要となるが、その手法

等については、今後の審議において検討を行うこととする。

4 最後に

令和5年度の審議を終え、課題や今後の方向性についてとりまとめを行ったが、「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」を検討するにあたっては、これから社会の変化に対応した新しい学校のあり方についても検討しておくことが望ましく、また、保護者や地域の方が学校行事等へ参画しづらくなっているという現状についても配慮する必要がある。

令和6年度の審議では、これらの点もあわせ検討を進めることとし、また、こども基本法²においてこども施策の策定にあたりこどもの意見の反映が求められていることから、意見表明の機会を確保するとともに、出された意見について検討を行い、必要に応じ答申に反映できるよう努めることとする。

² こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。